別記様式１（第４条関係）

　　年　　月　　日

自己申告書

学　　　長　殿

所　　属

職　　名

氏　　名

　国立大学法人筑波大学における組織としての利益相反ポリシー第４条の規定に基づき、以下のとおり申告します。

１　申告対象期間　　　　年　月　日～　　　年　月　日

２　産学官連携活動に係る個人的な利益の内容（配偶者及び生計を一にする一親等内の親族を含む。）

|  |  |
| --- | --- |
| 企業等の名称及び住所 | 企業等の申込み（該当するものに○を付す） |
|  |  | ア　国立大学法人筑波大学（以下「筑波大学」という。）（の研究成果の移転 |
|  | イ　受託研究 |
|  | ウ　共同研究 |
|  | エ　学術指導 |
|  | オ　特別共同研究事業 |
|  | カ　寄附金等 |
|  | キ　筑波大学に対する物品又は役務の提供 |
|  | ク　筑波大学の出資又は人的及び技術的支援 |
|  | ケ　その他：（具体的に） |
| 利益の種類（該当するものに○を付す。（（注）４参照。） | 金額等（金額又は株式等の保有数等を記入する。） |
|  | 兼業によるもの | (円) |
|  | 具体的内容（別添でも可） |  |
|  | 研究成果の実施料若しくは売却によるもの | (円) |
|  | 具体的内容（別添でも可） |  |
|  | 給与の全部または一部の支払い | (円) |
|  | 具体的内容（別添でも可） |  |
|  | 株式等の保有 |  |
|  | その他 | 具体的に： |

（注）

１．企業等１社について１枚に記入する。

２．企業等が企業以外の国内の公共的機関（国、地方公共団体、大学、独立行政法人等）であるときは、申告の必要はない。

３．「寄附金等」とは寄附金、研究助成金、施設設備その他の財物の寄贈又は役務の無料提供等のことをいう（「国立大学法人筑波大学寄附金等取扱規程（平成１８年法人規程第３２号）」）。ただし、寄附者が個人名義のものを除く。

４．企業等の申込みについては、共同研究契約書等、関係する契約書類等を添付する。

５．本様式に記入を必要とする個人的な利益のうち金銭的な利益については、単一の企業等から得たこれらの個人的な利益（兼業報酬、実施料等、給与）が単年度当たり合計１００万円以上であるときに限る（当該年度分については既払い分のみを記載し、将来の見込み収入は含まない。）。また、当該年度を含み過去３年度分を申告する。記載が複数年にわたる場合は番号を付して金額と内容が照合できるようにする。

６．個人的な利益については、職員等本人のみならずその配偶者及び生計を一にする一親等内の親族が得た場合も報告義務の対象となっており、これらの場合は、自己申告書の様式中「金額等」の項のそれぞれ該当する欄に、かっこ書きで<<（配偶者及び生計を一にする一親等内の親族○○○○円）又は（配偶者及び生計を一にする一親等内の親族○○株）>>により、金額又は株式保有数等を記入するものとする。

７．兼業によるものの利益には診療又は教育兼業に係る報酬を除き、原稿料又は講演謝金を含む。また、その具体的内容については、本学に提出した兼業届のコピーを提出してもよい（短期間の兼業について依頼文等で届け出た場合はそのコピーでも可。）。届け出た報酬額と実際の報酬額が異なる場合は実際の報酬額に訂正して提出する。

８．研究成果の実施料若しくは売却による利益については、国立大学法人筑波大学職務発明規程（平成１６年法人規程第５号）第９条の規定に基づき筑波大学により支払われる補償金を除く。

９．給与の全部又は一部の支払いとは、外部資金職員やクロスアポイントメント制度の利用などにより、給与は筑波大学から支払われるが、原資の全部又は一部が当該企業等のものである場合（クロスアポイントメント制度により企業等から直接給与の全部又は一部を受け取る場合を含む。）や、配偶者及び生計を一にする一親等内の親族が当該企業等から給与を受けている場合を指す。配偶者及び生計を一にする一親等内の親族の場合は上記注５と同様にかっこ書きにする。

１０．株式等とは、未公開株式か公開株式かを問わない。未公開株式の保有の場合は１株以上を対象とし、公開株式の保有の場合は発行済み株式総数の５％以上を対象とする。また、新株予約権、合同・合名・合資会社を包含する持分会社の持分等を含む。金額等の記入に当たっては、これらの種類を記載するとともに、株式又は新株予約権にあっては株式数を、合同会社等の持分にあっては金額を記入するものとする。